

1 セフロキシム アキセチル

2 確認試験(3)の項を次のように改める.

3 確認試験

4 (3) 定量法で得た試料溶液及び標準溶液10 μ Lにつき、次
5 の条件で液体クロマトグラフィー〈2.01〉により試験を行う
6 とき、試料溶液及び標準溶液から得た二つの主ピークの保持
7 時間はそれぞれ等しい.

8 試験条件

9 定量法の試験条件を準用する.

10 システム適合性

11 システムの性能は定量法のシステム適合性を準用する.

12

13